

根田正樹教授定年退職記念特集

「現代ビジネスの諸相」

1. 企画の趣旨

根田正樹教授は、来る平成 29 年 3 月に、御壮健のうちに古稀を迎えようとされております。本企画は、根田教授の定年退職を記念し、また古稀を寿ぐ特集として刊行することとなりました。

近時、わが国経済を取り巻く環境は劇的に変化しつづけており、それは法学・経済学・経営学・会計学など、学問領域の違いを問わず、それぞれの専門領域に対して影響を与えています。また、現代のビジネスで発生している問題は多岐に及ぶだけでなく、その多くは、複数の学問領域にまたがっており、一つの学問領域から、すなわち一面から光を当てただけでは問題の本質を解明し、検討することが困難な状況にあるといつてよいでしょう。こうした現代ビジネスで発生する多くの応用的な問題に対しては多方面から、いわば立体的にアプローチすることが求められます。

そこで、本企画は、幅広い専門分野につき御業績のある根田教授の古稀祝賀を嚆矢として、現代のビジネスで発生している様々な問題を研究している研究者、現代ビジネスに日々接している実務家に対して、現代ビジネスで発生している問題点の紹介・専門の見地からの検討を依頼し、現代ビジネスの諸相として学際的に究明していただくという内容となっています。

2. 根田正樹教授の人と学問

根田教授は、山形県最上郡萩野村（現在は新庄市に編入）にお生まれになり、日本大学法学部、大学院を経て昭和 51 年に日本大学商学部講師（専任扱）に就任されました。その後、昭和 52 年に専任講師、昭和 56 年に助教授、昭和 63 年に教授となり、今日まで 41 年間の長きにわたって本学の教育・研究に携わってこられました。

根田教授は、御略歴にもありますとおり、日本大学法学部、日本大学大学院では高梨公之先生（民法・元日本大学総長）の指導を受け、企業の不法行為を中心に民法の研究をなさっていたところ、やがて企業法それ自体の研究に重点を移され、本学の稲田俊信先生（商法）や早稲田大学の酒巻俊雄先生（商法）などの指導を受けながら、商法を中心とした研究を続けてこられました。

根田教授の主要著作目録をご覧くださいとわかるように、根田教授の御業績は専門である商法・会社法、企業取引法だけにとどまらず、隣接する様々な法領域に渡ってあげることができます。

①会社法

まず根田教授の専門である商法領域の御業績を概観すると、会社法では、特に中小会社規制を中心に多くの論稿を発表されてきたことがわかります。根田教授の研究は常に会社運営の実際に目を向け、単に認識論ではなく、実践に繋がる、地に着いた議論をすべきだとする考えに特徴が見られます。これは研究方法にもみることができ、多くの判例研究を通じて妥当な会社

規制の在り方を探ろうとする姿勢に表れています。その一つの例として、根田教授が平成2年の最低資本金制度の導入に対して実態調査を踏まえた導入反対論を展開したことを挙げる事ができます。改正当時、かかる反対論は採用されずに一度は施行されてしまいましたが、平成17年の会社法改正時に、根田教授の主張していた方向、すなわち最低資本金が撤廃され現在に至っています。

また研究の成果は会社実務に還元されるべきであるとの考えから、多くの実務解説書を出版され、根田教授が監修を委ねられた実務雑誌に判例解説を長期にわたって連載し、また根田教授の編集による加除式の「企業提携の法律実務」（新日本法規出版刊）は平成2年の発行にも拘らず年4・5回の追録が加えられ、4半世紀を経た現在でもアップデートが図られています。根田教授の著作には「理論と実践」あるいは「理論と実際」という名称が付された書名が多く見られるのはそうした考えの表れといえるでしょう。

②企業取引法

企業取引法分野では、根田教授は民法と商法の境界上にある問題を幅広く扱っています。とりわけ取引の電子化という問題に早くから取り組まれてきました。また、いわゆる専門家責任についても会計専門家を中心に精力的に取り組まれ、平成6年に編集された「専門家責任の理論と実際」（新日本法規出版）は現在でもその分野の必読書と評価されているだけでなく、その続編ともいえるべき「説明義務の理論と実際」（新日本法規出版）の発行が準備されています。同書では、研究者だけでなく、弁護士をはじめとした実務家も執筆陣に名を連ねており、理論面だけでなく実務面をもカバーした体系的な内容となっています。

③その他

根田教授は、専門の商法以外の分野においても、多くの著作を著しているが、なかでも継続教育を含む高等教育に関するものが多く存在します。昭和62年に「商学部における法学教育の課題」（砧通信16号）を執筆されており、その後も、日本大学教育制度研究所の共同研究として『大学評価の研究』（平成元年）、『教授法の研究』（平成4年）、『The State of Continuing Education in Japan』（平成6年）などを発表されています。また根田教授の御業績には図書館に関するものも多く存在します。例えば、日本大学総合学術情報センターの『大学図書館における学術情報支援推進プロジェクト報告書—日本大学図書館の現状と今後を考える—』（平成25年）や『日本大学におけるラーニング・コモンズ導入推進に関するプロジェクト報告書』（平成27年）などの報告書作成に携わっておられ、本学各部科校の図書館の運営にも大きな影響を与えています。

さらに根田教授の著作には自校史に関する論稿も多数存在します。根田教授は、平成16年に発行された『商学部百年史』の編集委員会委員長としてその発行に尽力されましたが、その後、やり残した部分を埋めるかのように、「松波仁一郎と草創期の日本大学商学部」（平成23年）、「日本大学初代商学部長松波仁一郎と海法研究の足跡」（平成24年）、「松波仁一郎と日本大学」（平成26年）、「神田学生街と私立法律学校」（平成26年）などを著し、いわゆる自校史研究にも努めてこられました。こうした分野については関係資料の収集（あるいは発見）や分析が必要不可欠となりますが、手間のかかる困難な研究領域であることなどを理由に、こうした分野を研究し、成果を公表する者は稀であることなどからも、日本大学商学部にとって

の意義はとても大きいものと思料されます。

3. 社会活動

根田教授のこれまでの社会活動に目を転じると、国際商取引学会の設立に関わるとともに、通商産業省・商法改正問題研究委員会委員、同省・スポーツマネージャー・リゾートマネージャー資格検討委員会委員などを委嘱され、また全国商工会連合会・電子申告研究委員会委員長や社団法人日本フィットネス産業協会・モデル会員規約検討委員会委員長なども委嘱されるなど、多方面で社会的な貢献を果たしてきました。

4. 後身の育成への情熱

最後に根田教授の貢献で特筆すべきものとして、若手研究者の育成を挙げることができます。根田教授の採られる人材育成方法は、根田教授ご自身が委託された月刊実務雑誌の連載コーナーに、研究会で発表した若い研究者や実務家の研究を掲載させるところから始まります。つぎに、短編の原稿をいくつか掲載させたのち、やがてそこで積み重ねられた原稿を長編の論文に昇華させたり、学会で発表させたりするなどして、最終的に自立した研究者に導いていきます。また教員の公募制が一般化していなかった時代に、わざわざ地方にある大学を訪ね、いわばリクルート活動をするという後身育成への熱意は、常日頃の指導と同様に今日においても大事なことといえるでしょう。根田教授の支援のもとに大学教員となった若手研究者は日本大学卒業生だけで10名を超えます。本企画により商学部有志の編集のもと根田教授の退職記念特集号が発行されることになりましたが、上記2②でも述べたとおり、これとは別に本学の民法研究者、商法研究者を中心として30名近い執筆者からなる『説明義務の理論と実際』（新日本法規出版）が献呈されることになっています。このことから、根田教授の後身育成の熱意や人柄が窺われます。ちなみに本学部の卒業生から2名の商法学者が出ているが、これも根田教授の後身育成の結果といえるでしょう。たしかに綺麗なキャンパスを整備することも大学として重要な事業です。しかし、大学が研究・教育機関であることに鑑みれば、モノに対する投資以上にヒトに対する投資が重要であり、こうした根田教授の人材育成方針は本学部が参考とし、また実践すべき方法です。

根田教授は退職後も研究活動を積極的に続けるとおっしゃっております。根田教授のさらなる研究活動の発展と、ますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

日本大学商学部教授 嶋 正